

[2022年度]

放課後等デイサービス・きりんグループ『利用料金表』

横須賀基督教社会館

2022年4月

※下記の料金は、2022年4月現在のものです。法や制度の改正により変更になる場合があります。

1. 1日の利用ごとに必要な料金です。【平日利用の場合】

| 利用するサービス | 法に基づく 報酬単位 | 給付金額 (10割分) | 利用料金 (1割負担) | 説明 |
|--------------------------|---------------|----------------|----------------|--|
| | 単位×地域加算10.6% | | | |
| (1) 基本利用料金 | | | | |
| 放課後等デイサービス平日利用料 | 604 | 6,402 | 640 円 | 「平日」とは、月曜～金曜日を指します。(土曜、日曜、祝日並びに春・夏・秋・冬休み・運動会等振休日等学校が定める休日を除く日) |
| (2) 加算利用料金・・・施設が下記の条件を整備 | | 0 | | |
| 児童指導員等加配加算 | 123 | 1,304 | 130 円 | 基準を超えて児童指導員等か保育士を配置(常勤換算1名)した場合は加算されます。 |
| 福祉専門職員配置等加算Ⅲ | 6 | 64 | 6 円 | 児童指導員、保育士、として配置されている従業者のうち、常勤としての従業者の割合が75%以上の時に加算。 |
| 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.4% | 62 | 657 | 66 円 | |
| 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1.3% | 10 | 106 | 11 円 | |
| 合計 | 805 | 8,533 | 853 円 | |

2. 1日の利用ごとに必要な料金です。【学校休業日に利用した場合】

| 利用するサービス | 法に基づく 報酬単位 | 給付金額 (10割分) | 利用料金 (1割負担) | 説明 |
|---------------------------------------|---------------|----------------|----------------|---|
| | 単位×地域加算10.6% | | | |
| (1) 基本利用料金 | | | | |
| 放課後等デイサービス休業日利用料 | 721 | 7,643 | 764 円 | 「休業日」とは、土曜、日曜、祝日並びに春・夏・秋・冬休み・運動会振休日等学校が定める休日を言います。 |
| (2) 加算利用料金・・・施設が下記の条件を整備した場合に必要となります。 | | | | |
| 児童指導員等加配加算 | 123 | 1,304 | 130 円 | 基準を超えて児童指導員等か保育士を配置(常勤換算1名)した場合は加算されます。 |
| 福祉専門職員配置等加算Ⅲ | 6 | 64 | 6 円 | 児童指導員、保育士、として配置されている従業者のうち、常勤としての従業者の割合が75%以上の時に加算。 |
| 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.4% | 51 | 541 | 54 円 | |
| 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1.3% | 8 | 85 | 9 円 | |
| 合計 | 909 | 9,635 | 963 円 | |

【1ヶ月の利用料金の例】

例1) 1週間に3日(平日)利用した場合: 1日853円×3日×4週=10236円

例2) 1週間に毎日(平日)利用した場合: 1日853円×5日×4週=17060円

例3) 8月の夏休みに毎日(休業日)、利用した場合: 1日963円×21日=20223円

※「負担の上限月額」を超えた場合には、それ以上の負担は必要ありません。保護者や世帯の収入に応じて上限月額が変わります。(0円, 4600円, 37200円)

※別途、おやつ代、外出プログラムの費用等が掛かります。

(裏面もあります)

3. 下記のサービスを利用した場合に1回ごとに必要な料金です。

| 利用するサービス | 法に基づく報酬単位 | 報酬金額 (10割分) | 利用料金 (1割負担) | 説明 |
|----------------------|--------------------|----------------|----------------|--|
| | 単位 × 地域加算 10.6% | | | |
| 延長支援加算(1時間未満) | 61 | 647 | 65 円 | 施設が定める「1日の営業時間」が8時間であり、その時間を超えて支援を行った場合に加算となります。(実際の利用時間が8時間以上であることは違います) |
| 〃 (1時間以上2時間未満) | 92 | 975 | 98 円 | |
| 〃 (2時間以上) | 123 | 1,304 | 130 円 | |
| 欠席時対応加算 I | 94 | 996 | 100 円 | 例)営業時間8:30～17:30の場合、17:30以降はどなたも加算の対象です。 |
| 欠席時対応加算 II | 94 | 996 | 100 円 | 急病等によりサービス提供時間が30分以内となった場合に算定する加算です。そして、基本報酬や各種加算を算定する事ができません。 |
| 個別サポート I | 100 | 1,060 | 106 円 | ケアニーズや個性の高い児童への支援を評価する加算です。該当児童は、受給者証にその旨が表記されます。利用日に毎回算定されます |
| 個別サポート II | 125 | 1,325 | 133 円 | 児童相談所と連携をとる必要のある、要保護児童等への支援について評価する加算です。利用日に毎回算定されます。 |
| 関係機関連携加算 I | 200 | 2,120 | 212 円 | 利用児童が通っている学校と連携した時に算定される加算です。支援に連携をとり、個別支援計画に反映させます。(月1回を限度) |
| 関係機関連携加算 II | 200 | 2,120 | 212 円 | 生活環境が変わる前に、切れ間なく支援を継続する事ができるように先を見据えての連携を図る事を評価する加算です。(就学先、進学先との連携) 児童1人1回 |
| 事業所内相談支援加算 I (個別) | 100 | 1,060 | 106 円 | 事業所内で利用児とその保護者に30分以上の相談援助を行った場合に算定する加算です。(月1回を限度) |
| 事業所内相談支援加算 II (グループ) | 80 | 848 | 85 円 | 事業所内でヘアトレーニング等のグループでの相談支援を行った場合に算定する加算です。(月1回限度) |

4. その他の利用料金 (上限額に含まれません)

| | | | |
|----------------------|--|--------------|--------------------------------|
| 給食代 | | 280 430 円 | 利用ごとに必要となります。 |
| おやつ代 | | 50 円 | 利用ごとに必要となります。 |
| 創作活動等の材料費 | | 実 費 | ミニサークルや製作活動等がかかった費用を実費徴収いたします。 |
| 外出プログラムの費用(交通費、入場料等) | | 実 費 | 休業日支援等の中で外出をした場合の費用を実費徴収いたします。 |

※「負担の上限月額」が定められています。

- ・利用者負担の上限月額が保護者や世帯の所得によって定められています。(0円, 4600円, 37200円)
- ・放課後等デイサービス以外のサービスも含めた全サービスの1ヶ月の利用者負担額の合計が上記上限額になるとそれ以上の負担の必要はありません。詳しくは市障害福祉課(046-822-8248)へお問い合わせ下さい。

※ 利用料金の仕組みについて

- ・「放課後等デイサービス」は児童福祉法における「障害児通所支援」というサービス(給付)の一つです。
- ・上記表の「給付費の単位」に地域加算(横須賀は10.6)を掛けた金額が、事業所への報酬となります。
- ・本来、この給付費は利用者が全額受け、事業所に支払うものですが、その内の9割を利用者に代わり事業所が受け取り(代理受領)、1割を利用者が事業所に支払う仕組みとなります。